

御意見の概要	これに対する考え方
<p>第一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第42号。以下「改正法」という。）関連の改正</p> <p><u>1. 欠格要件に該当した許可業者・施設設置者について義務付けられた届出に係る届出事項及び届出期日に係る意見</u></p> <p>欠格要件に該当するに至った年月日の基準日が不明確。</p> <p>届出期日を欠格要件に該当するに至った日から二週間以内とした根拠を教えてください。</p> <p>第二 改正法に関連しない改正の概要</p> <p><u>運搬受託者・処分受託者による産業廃棄物管理票（マニフェスト）の記載項目の追加に係る意見</u></p> <p>マニフェストには運搬受託者及び処分受託者の氏名又は名称を記載しており、今回の改正で記載項目を追加すると、2回記載することとなり、受託責任の明確化には無意味であり、無駄な作業が増えるだけなのでやめていただきたい。</p>	<p>届出をしなければならない欠格要件については、例えば、「法第7条第5項第4号二に該当するに至った年月日」は、法第14条の3の2の規定により許可を取り消された日など、該当することが客観的に明らかなものに限定しています。逆に、「その業務に関し不正又は不誠実な行為をすおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」等、欠格要件に該当することが客観的に必ずしも明らかでないものについては、届出対象外としており、御指摘の懸念は当たらないものと考えています。</p> <p>欠格要件に該当した場合、速やかに業の許可が取り消されるべきであり、欠格要件該当後、処理業・施設操業の継続が事実上可能となる期間は可能な限り短期間であるべきとの考えの下、同じ趣旨の考え方に立ち欠格要件に該当するに至った場合に届け出る制度を設けていると考えられる他の例（建設業法など）に照らして、届出期日を定めたものです。</p> <p>従来、排出事業者による記載事項として、運搬受託者及び処分受託者の氏名又は名称が定められ、運搬受託者及び処分受託者は、処理担当者の個人名のみを記載することとしていましたが、今回の改正は、運搬受託者及び処分受託者の氏名又は名称を、運搬受託者及び処分受託者による記載項</p>

マニフェストの記載項目の追加は、マニフェストを大量に購入し在庫を抱えているような場合、書式の追加変更等は困難であり、現場での対応に支障を来たすため、やめていただきたい。

目としても求めるものです。したがって、同じ者が同じ項目を2回記載するのではなく、処理業者が処理担当者の個人名のみならず、自社の氏名又は名称を記載することを求めたものであり、企業として処理を受託した責任を明確化することを目的としています。

マニフェストについては、経過措置として従来の様式のマニフェストに今回規定された記載項目を追加記入することを認め、改正後も既存のマニフェストを使えるようにする予定です。(具体的には、今回の改正により追加された運搬受託者及び処分受託者の氏名又は名称は、従来の様式の運搬担当者又は処分担当者の欄に会社の印または記名をすることにより対応して差し支えないこととする予定です。)